

- 福島県では、原子力災害による放射線の影響を踏まえ、**長期にわたり県民の健康を見守り、将来にわたる県民の健康増進につなげていくために、2011（平成23）年6月から「県民健康調査」を実施しています。**

- 「**県民健康調査**」の内容は、次の5項目です。

- ①**基本調査（外部被ばく線量の推計）（全県民）**
- ②**詳細調査**
  - ・ **甲状腺検査**（2011（平成23）年3月11日時点で概ね18歳以下の子ども）
  - ・ **健康診査**（避難区域等の住民）
  - ・ **こころの健康度・生活習慣に関する調査**（避難区域等の住民）
  - ・ **妊産婦に関する調査**（母子健康手帳交付者）

県民健康調査とは？（福島県立医大放射線医学県民健康管理センター）より作成

福島県では、福島第一原発事故による放射性物質の拡散や避難などを踏まえ、県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、もって、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることを目的とし、「県民健康調査」を実施しています。

県民健康調査では全県民を対象とし、原発事故後4か月間の外部被ばく線量の把握のため「基本調査」を実施しています。さらに、原発事故時に概ね18歳以下であった全ての方を対象に「甲状腺検査」を実施しています。その他、原発事故時、避難区域などに指定されたエリアにお住まいだった約21万人の方を対象に、身体の健康状態を把握するための「健康診査」を、こころの健康状態を把握するための「こころの健康度・生活習慣に関する調査」を行っています。さらに毎年福島県内で母子健康手帳を受け取った方、県外で母子健康手帳を受け取り福島県内で分娩した方を対象に「妊産婦に関する調査」を行っています。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

：2015年3月31日

#### 関連 Q&A

- ・ 6章 QA1 福島県における健康管理として、どのような取組が行われているのですか
- ・ 6章 QA4 県民健康調査では、基本調査や甲状腺検査以外は、どのような取組が行われているのですか